

## 制限付一般競争入札の入札参加資格について

十勝総合振興局では、令和6年4月1日以降に入札を行う産業振興部の制限付一般競争入札の入札参加資格を次のとおり定めましたので、入札参加資格を充分検討のうえ申請されるようお願いいたします。

工事区分		公告等級	建設業法第3条に規定する建設業の許可	地域要件（単体）	地域要件（JV）
農業土木工事A等級	A等級	特定建設業	十勝総合振興局管内に主たる営業所を有すること	構成員の1者以上は十勝総合振興局管内に主たる営業所を有し、かつ残りの構成員は道内に主たる営業所を有すること	
農業土木工事B等級	B等級	特定建設業 又は 一般建設業			
農業土木工事C等級	C等級	一般建設業			
農業土木工事のうち	草地整備工事A等級	A等級	特定建設業	十勝、オホーツク、釧路総合振興局管内に主たる営業所を有すること	構成員の1者以上は十勝総合振興局管内に主たる営業所を有し、かつ残りの構成員は道内に主たる営業所を有すること
	草地整備工事B等級	B等級以上	特定建設業 又は 一般建設業		
	草地整備工事C等級	C等級以上	一般建設業		
森林土木工事A等級	A等級	特定建設業	十勝、釧路総合振興局管内に主たる営業所を有すること	構成員の1者以上は十勝総合振興局管内に主たる営業所を有し、かつ残りの構成員は道内に主たる営業所を有すること	
森林土木工事B等級	B等級	特定建設業 又は 一般建設業			
森林土木工事C等級	C等級	一般建設業			
水産土木工事A等級	A等級	特定建設業	道内に主たる営業所を有すること	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有すること	
水産土木工事B等級	B等級以上	特定建設業 又は 一般建設業			
水産土木工事C等級	C等級以上	一般建設業			
舗装工事A等級	A等級	特定建設業 又は 一般建設業	十勝総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有すること	
舗装工事B等級	B等級以上				道内に主たる営業所を有し、かつ十勝総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること
電気工事A等級	A等級	特定建設業 又は 一般建設業	道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有すること	
電気工事B等級	B等級				構成員の1者以上は十勝総合振興局管内に主たる営業所を有し、かつ残りの構成員は道内に主たる営業所を有すること
電気工事C等級	C等級				十勝総合振興局管内に主たる営業所を有すること

(注1) 2千万円以上の工事を対象とします。

令和6年3月

十勝総合振興局長